#### 議第35号

呉市介護老人保健施設の人員,施設及び設備並びに運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市介護老人保健施設の人員,施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

呉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条 例(平成28年呉市条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示 すように改正する。

改正前 改正後 (従業者の員数)

第4条 略

 $2\sim5$  略

- 6 第1項第3号から第6号までの規定に|6 第1項第3号から第6号までの規定に かかわらず、サテライト型小規模介護老 かかわらず、サテライト型小規模介護老 人保健施設(当該施設を設置しようとす る者により設置される当該施設以外の介 護老人保健施設若しくは介護医療院又は 病院若しくは診療所(以下「本体施設」 という。)との密接な連携を確保しつ つ, 本体施設とは別の場所で運営され, 入所者の在宅への復帰の支援を目的とす る定員29人以下の介護老人保健施設を いう。以下同じ。)の支援相談員,理学 療法士、作業療法士若しくは言語聴覚 士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護 支援専門員については,次に掲げる本体 施設の場合には,次の各号に掲げる区分 に応じ, 当該各号に定める職員により当 該サテライト型小規模介護老人保健施設 の入所者の処遇が適切に行われると認め られるときは、これを置かないことがで きる。
  - $(1) \cdot (2)$ 略
  - (3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士 (病床数100以上の病院の場合に限 る。) 又は介護支援専門員(健康保険

(従業者の員数)

第4条 略

 $2\sim5$  略

- 人保健施設(当該施設を設置しようとす る者により設置される当該施設以外の介 護老人保健施設若しくは介護医療院又は 病院若しくは診療所(以下「本体施設」 という。)との密接な連携を確保しつ つ, 本体施設とは別の場所で運営され, 入所者の在宅への復帰の支援を目的とす る定員29人以下の介護老人保健施設を いう。以下同じ。)の支援相談員,理学 療法士、作業療法士若しくは言語聴覚 士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護 支援専門員については, 次に掲げる本体 施設の場合には,次の各号に掲げる区分 に応じ, 当該各号に定める職員により当 該サテライト型小規模介護老人保健施設 の入所者の処遇が適切に行われると認め られるときは、これを置かないことがで きる。
- $(1) \cdot (2)$ 略
- (3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士 (病床数100以上の病院の場合に限 る。)

法等の一部を改正する法律(平成18 年法律第83号) 附則第130条の2 第1項の規定によりなおその効力を有 するものとされた同法第26条の規定 による改正前の法第48条第1項第3 号に規定する指定介護療養型医療施設 の場合に限る。)

#### 7 略

(内容及び手続の説明及び同意)

#### 第7条 略

2 介護老人保健施設は、入所申込者又は|2 介護老人保健施設は、入所申込者又は その家族からの申出があった場合には, 前項の規定による文書の交付に代えて, 第5項で定めるところにより、当該入所 申込者又はその家族の承諾を得て、当該 文書に記すべき重要事項を電子情報処理 組織を使用する方法その他の情報通信の 技術を利用する方法であって次に掲げる もの(以下この条において「電磁的方 法」という。)により提供することがで きる。この場合において, 当該介護老人 保健施設は, 当該文書を交付したものと みなす。

# (1) 略

(2) 磁気ディスク,シー・ディー・ロム その他これらに準ずる一定の事項を確 実に記録しておくことができる物をも って調製するファイルに前項に規定す る重要事項を記録したものを交付する 方法

#### $3\sim6$ 略

(必要な医療の提供が困難な場合等の措 置等)

#### 7 略

(内容及び手続の説明及び同意)

## 第7条 略

その家族からの申出があった場合には, 前項の規定による文書の交付に代えて, 第5項で定めるところにより、当該入所 申込者又はその家族の承諾を得て、当該 文書に記すべき重要事項を電子情報処理 組織を使用する方法その他の情報通信の 技術を利用する方法であって次に掲げる もの(以下この条において「電磁的方 法」という。)により提供することがで きる。この場合において, 当該介護老人 保健施設は, 当該文書を交付したものと みなす。

# (1) 略

(2) 電磁的記錄媒体(電磁的記錄(電子 的方式, 磁気的方式その他人の知覚に よっては認識することができない方式 で作られる記録であって、電子計算機 による情報処理の用に供されるものを いう。第55条第1項において同 じ。)に係る記録媒体をいう。)をも って調製するファイルに前項に規定す る重要事項を記録したものを交付する 方法

#### $3 \sim 6$ 略

(必要な医療の提供が困難な場合等の措 置等)

第19条 介護老人保健施設の医師は、入第19条 介護老人保健施設の医師は、入 所者の病状からみて当該介護老人保健施 所者の病状からみて当該介護老人保健施 設において自ら必要な医療を提供するこ─ 設において自ら必要な医療を提供するこ とが困難であると認めたときは、<u>協力病</u>院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

#### $2 \sim 4$ 略

(管理者による管理)

第26条 介護老人保健施設の管理者は、 専ら当該介護老人保健施設の職務に従事 する常勤の者でなければならない。ただ し, 当該介護老人保健施設の管理上支障 のない場合は、同一敷地内にある他の事 業所,施設等の職務に従事することがで きるものとし、管理者が本体施設(介護 老人保健施設に限る。以下この条におい て同じ。)に従事する場合であって、当 該本体施設の管理上支障のない場合は, サテライト型小規模介護老人保健施設, サテライト型特定施設(指定地域密着型 サービスの事業の人員, 設備及び運営に 関する基準(平成18年厚生労働省令第 3 4 号。以下この条において「指定地域 密着型サービス基準」という。)第11 0条第4項に規定するサテライト型特定 施設をいう。) 又はサテライト型居住施 設(指定地域密着型サービス基準第13 1条第4項に規定するサテライト型居住 施設をいう。) の職務に従事することが できるものとする。

(衛生管理等)

## 第33条 略

- 2 介護老人保健施設は、当該介護老人保 2 健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該介護老人保健施設における感染 症<u>又は</u>食中毒の予防及びまん延の防止の ための対策を検討する委員会(テレビ電 話装置等を活用して行うものを含む。) をおおむね3月に1回以上開催するとと

とが困難であると認めたときは、<u>協力医療機関</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

#### $2 \sim 4$ 略

(管理者による管理)

第26条 介護老人保健施設の管理者は、 専ら当該介護老人保健施設の職務に従事 する常勤の者でなければならない。ただ し, 当該介護老人保健施設の管理上支障 のない場合は,他の事業所,施設等の職 務に従事することができるものとし、管 理者が本体施設(介護老人保健施設に限 る。以下この条において同じ。)に従事 する場合であって, 当該本体施設の管理 上支障のない場合は, サテライト型小規 模介護老人保健施設, サテライト型特定 施設(指定地域密着型サービスの事業の 人員,設備及び運営に関する基準(平成 18年厚生労働省令第34号。以下この 条において「指定地域密着型サービス基 準」という。)第110条第4項に規定 するサテライト型特定施設をいう。)又 はサテライト型居住施設(指定地域密着 型サービス基準第131条第4項に規定 するサテライト型居住施設をいう。)の 職務に従事することができるものとす

(衛生管理等)

## 第33条 略

- 2 介護老人保健施設は、当該介護老人保 健施設において感染症又は食中毒が発生 し、又はまん延しないように、次に掲げ る措置を講じなければならない。
- (1) 当該介護老人保健施設における感染 症<u>及び</u>食中毒の予防及びまん延の防止の ための対策を検討する委員会(テレビ電 話装置等を活用して行うものを含む。) をおおむね3月に1回以上開催するとと

- もに、その結果について、介護職員その 他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護老人保健施設における感染 (2) 当該介護老人保健施設における感染 症又は食中毒の予防及びまん延の防止の ための指針を整備すること。
- (3) (4) 略

## (協力病院等)

め、協力病院を定めておかなければなら ない。

- もに、その結果について、介護職員その 他の従業者に周知徹底を図ること。
- 症及び食中毒の予防及びまん延の防止の ための指針を整備すること。
- (3) (4) 略

(協力医療機関等)

- 第34条 介護老人保健施設は、入所者の|第34条 介護老人保健施設は、入所者の 病状の急変等に備えるため、あらかじ 病状の急変等に備えるため、あらかじ め,次の各号に掲げる要件を満たす協力 医療機関(第3号の要件を満たす協力医 療機関にあっては、病院に限る。)を定 めておかなければならない。ただし、複 数の医療機関を協力医療機関として定め ることにより当該各号の要件を満たすこ ととしても差し支えない。
  - (1) 入所者の病状が急変した場合等にお いて医師又は看護職員が相談対応を行う 体制を, 常時確保していること。
  - (2) 当該介護老人保健施設からの診療の 求めがあった場合において診療を行う体 制を, 常時確保していること。
  - (3) 入所者の病状が急変した場合等にお いて, 当該介護老人保健施設の医師又は 協力医療機関その他の医療機関の医師が 診療を行い, 入院を要すると認められた 入所者の入院を原則として受け入れる体 制を確保していること。
  - 2 介護老人保健施設は、1年に1回以 上,協力医療機関との間で,入所者の病 状が急変した場合等の対応を確認すると ともに,協力医療機関の名称等を,市長 に届け出なければならない。
  - 3 介護老人保健施設は,感染症の予防及 び感染症の患者に対する医療に関する法 律(平成10年法律第114号)第6条 第17項に規定する第二種協定指定医療 機関(次項において「第二種協定指定医 療機関」という。)との間で,新興感染 症(同条第7項に規定する新型インフル

2 略 (掲示)

- |第35条 介護老人保健施設は,当該介護|第35条 介護老人保健施設は,当該介護 程の概要、従業者の勤務の体制、協力病 院、利用料その他のサービスの選択に資 すると認められる重要事項を掲示しなけ ればならない。
- 2 介護老人保健施設は、前項に規定する 2 介護老人保健施設は、重要事項を記載 事項を記載した書面を当該介護老人保健 施設に備え付け、かつ、これをいつでも 関係者に自由に閲覧させることにより, 同項の規定による掲示に代えることがで による掲示に代えることができる。 きる。

(虐待の防止)

第40条の2 略

エンザ等感染症,同条第8項に規定する 指定感染症又は同条第9項に規定する新 感染症をいう。次項において同じ。)の 発生時等の対応を取り決めるように努め なければならない。

- 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が 第二種協定指定医療機関である場合にお いては, 当該第二種協定指定医療機関と の間で,新興感染症の発生時等の対応に ついて協議を行わなければならない。
- 5 介護老人保健施設は,入所者が協力医 療機関その他の医療機関に入院した後 に, 当該入所者の病状が軽快し, 退院が 可能となった場合においては, 再び当該 介護老人保健施設に速やかに入所させる ことができるように努めなければならな V ) o
- 6 略 (掲示)
- 老人保健施設の見やすい場所に,運営規 老人保健施設の見やすい場所に,運営規 程の概要、従業者の勤務の体制、協力医 療機関、利用料その他のサービスの選択 に資すると認められる重要事項(以下こ の条において単に「重要事項」とい <u>う。)</u>を掲示しなければならない。
  - した書面を当該介護老人保健施設に備え 付け,かつ,これをいつでも関係者に自 由に閲覧させることにより、前項の規定
  - 3 介護老人保健施設は,原則として,重 要事項をウェブサイトに掲載しなければ ならない。

(虐待の防止)

第40条の2 略

(入所者の安全並びに介護サービスの質 の確保及び職員の負担軽減に資する方策 を検討するための委員会の設置)

(記録の整備)

## 第42条 略

- 介護保健施設サービスの提供に関する次 ら2年間保存しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 第12条第4項に規定する居宅にお いて日常生活を営むことができるかど うかについての検討の内容等の記録
  - (3) 第13条第2項に規定する提供した 具体的なサービスの内容等の記録
  - (4) 第16条第5項に規定する身体的拘 束等の態様及び時間, その際の入所者 の心身の状況並びに緊急やむを得ない 理由の記録
  - (5) 第25条に規定する市町村への通知 に係る記録
  - (6) 第38条第2項に規定する苦情の内 容等の記録
  - (7) 第40条第3項に規定する事故の状 況及び事故に際して採った処置につい ての記録

(勤務体制の確保等)

第52条 略

 $2 \sim 4$  略

第40条の3 介護老人保健施設は,当該 介護老人保健施設における業務の効率 化,介護サービスの質の向上その他の生 産性の向上に資する取組の促進を図るた め、当該介護老人保健施設における入所 者の安全並びに介護サービスの質の確保 及び職員の負担軽減に資する方策を検討 するための委員会 (テレビ電話装置等を 活用して行うことができるものとす る。)を定期的に開催しなければならな い。

(記録の整備)

#### 第42条 略

- 2 介護老人保健施設は、入所者に対する 2 介護老人保健施設は、入所者に対する 介護保健施設サービスの提供に関する次 に掲げる記録を整備し、その完結の日か」に掲げる記録を整備し、その完結の日か ら2年間保存しなければならない。
  - (1)
  - (2)第12条第4項の規定による居宅に おいて日常生活を営むことができるか どうかについての検討の内容等の記録
  - (3) 第13条第2項の規定による提供し た具体的なサービスの内容等の記録
  - (4) 第16条第5項の規定による身体的 拘束等の態様及び時間, その際の入所 者の心身の状況並びに緊急やむを得な い理由の記録
  - (5) 第25条の規定による市町村への通 知に係る記録
  - (6) 第38条第2項の規定による苦情の 内容等の記録
  - (7) 第40条第3項の規定による事故の 状況及び事故に際して採った処置につ いての記録

(勤務体制の確保等)

第52条 略

 $2 \sim 4$  略

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者 は, ユニット型施設の管理等に係る研修 を受講するよう努めなければならない。

# 5 略

(電磁的記録等)

第55条 介護老人保健施設及びその従業第55条 介護老人保健施設及びその従業 者は、作成、保存その他これらに類する 者は、作成、保存その他これらに類する もののうち,この条例の規定において書 面(書面,書類,文書,謄本,抄本,正 本,副本,複本その他文字,図形等人の 知覚によって認識することができる情報 が記載された紙その他の有体物をいう。 以下この条において同じ。) で行うこと が規定されている又は想定されるもの (第10条第1項(第54条において準 用する場合を含む。)及び第13条第1 項(第54条において準用する場合を含 む。)並びに次項に規定するものを除 く。)については、書面に代えて、当該 書面に係る電磁的記録(電子的方式,磁 気的方式その他人の知覚によっては認識 することができない方式で作られる記録 であって,電子計算機による情報処理の 用に供されるものをいう。) により行う ことができる。

(電磁的記録等)

もののうち,この条例の規定において書 面(書面,書類,文書,謄本,抄本,正 本,副本,複本その他文字,図形等人の 知覚によって認識することができる情報 が記載された紙その他の有体物をいう。 以下この条において同じ。) で行うこと が規定されている又は想定されるもの (第10条第1項(第54条において準 用する場合を含む。)及び第13条第1 項(第54条において準用する場合を含 む。)並びに次項に規定するものを除 く。)については、書面に代えて、当該 書面に係る電磁的記録により行うことが できる。

2 略

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日 までの間は、この条例による改正後の呉市介護老人保健施設の人員、施設及び設 備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第35条第 3項(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策 を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第3条 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第40条の3(新条例 第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該規定中 「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第4条 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第34条第1項(新条 例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該規定 中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

# (提案理由)

介護老人保健施設の人員,施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い,所要の規定の整備をするため,この条例案を提出する。